

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対する意見

頁	大項目	小項目	意見
P1～ P2	1. はじめに		<p><b>【原案】</b>            電波利用料制度は、電波法の規定により少なくとも3年ごとに見直しを行うこととされています。</p> <p>(中略)</p> <p>本具体化方針は、報告書に基づいて次期の3年間(平成31～33年度)に適用する電波利用料の料額を算定する基本的な手順等を取りまとめたものです。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成29年1月策定の「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針」に明記されているとおり、同5月の電波法改正により平成29年～31年に適用する電波利用料制度と料額が設計され、施行されました。それにもかかわらず料額改定の時期を1年早め、しかも地上テレビ放送局に大幅な負担増を求める内容の具体化方針(案)が示されたことは極めて遺憾です。</li> <li>○ 料額改定の前倒しはあくまで例外であり、今後は3年周期で実施されるものと認識しています。</li> <li>○ 今回示された具体化方針(案)は地上テレビ放送局にとって、以下に述べるとおり料額の継続性・安定性を欠き、予見可能性を超える内容となっており、ひいては電波利用料制度そのものに対する信頼感や公平感を大きく損なうものと言わざるを得ません。</li> <li>○ 激変緩和措置(料額の増加分を一定の水準にとどめる措置)について、過去数次の改定において明確なコンセンサスとなっていた「2割程度」の水準を、精緻な議論を積み重ねることなく唐突に「5割程度」に引き上げる考えが示されたことは、到底納得できません。</li> <li>○ 地上テレビ放送は最重要の基幹放送メディアとして、電波を利用して24時間・365日、途切れることなく番組や情報を送り届けています。国民視聴者の知る権利に応え、健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時にはライフラインとして国民の安心安全や生命財産を守るとい</li> </ul>

			<p>う極めて重要な公共的役割を担っています。昨年発生した「西日本豪雨」や「北海道胆振東部地震」などの大規模な災害においても、被災地の民放局は台風や地震、停電などの厳しい事態に直面しながら放送設備の維持に全力を挙げて取り組み、国民視聴者へ迅速・的確に情報を伝えました。気象災害や大地震への備えにいっそう注力しようとする地上テレビ放送局の電波利用料負担を大幅に増やすことは、民放経営を圧迫しかねず、ひいては国民の安心安全の確保に支障をきたしかねないと懸念します。</p> <p>○ ローカル局の経営基盤強化は、放送政策上の重要課題と位置付けられているものと承知しています。地上テレビ放送局の電波利用料負担を増やすことは、これに逆行した施策となり極めて不適切です。地上テレビ放送局の電波利用料負担の軽減を強く要望します。</p>
P3	2. 料額算定の基本的な流れ	(1) 「a群」と「b群」への分類	<p>【原案】 図表2 【次期(平成31~33年度)】歳入・歳出とも約750億円を想定</p> <p>【意見】</p> <p>○ 今回の料額改定は例外的に前倒して実施するにもかかわらず、歳入・歳出規模が現行の約620億円から20%も肥大化することになります。民放連や、放送局をはじめとする多くの無線局免許人が意見募集等の機会を捉えて、再三にわたり、①電波利用共益事務として実施する事業のさらなる効率化や必要性の検証の徹底、②歳出規模の抑制、③免許人の負担軽減を強く求めてきましたが、具体化方針(案)へ十分反映されたとは言えず、たいへん残念です。</p> <p>○ 電波利用料の用途である電波利用共益事務の解釈を大幅に広げ、歳出規模を拡大した結果、周波数帯域やサービス内容がまったく変わらない無線局免許人が突如として大幅な負担増を求められる事態が起きるものと見込まれます。これは電波利用料制度の本旨を逸脱し、同制度を事実上変質させるものです。</p> <p>○ 行政は電波利用共益事務として実施する各事業について、一層の効率化を図るとともに、むやみな拡大を避けるため、必要性、妥当性の検証を徹底すべきです。さらに、</p>

			<p>事業の実績と有効性について積極的に情報公開を行い、無線局免許人の理解を得るよう努めるべきです。</p> <p>○ 「電波有効利用成長戦略懇談会」報告書では、各年度の歳入と歳出の関係を一致させる必要がある旨が明記されており、これを具体化方針にも明記し、確実に履行すべきと考えます。電波利用料制度の導入以来、決算時に歳入が歳出を上回る年度が多く、平成24～28年度の5年間では約500億円の歳入超過になっていることが、総務省の公表データから明らかになっています。やむを得ず余剰金が発生した場合は次年度以降の電波利用共益事務経費に充当できる基金のような制度を創設すべきであり、電波利用共益事務のために徴収した電波利用料を他用途に流用することは極めて不適切です。</p>
P4	2. 料額算定の基本的な流れ	(2) 「a群」に係る金額	<p><b>【原案】</b></p> <p>現行でもひっ迫帯域と位置付けられる6GHz以下の周波数帯域を中心に、<math>\alpha</math>億円を配分することとし、業務用無線系を中心とした「470MHz以下」、移動・放送系を中心とした「470MHz超3.6GHz以下」の周波数帯域と、固定・衛星系を中心とした「3.6GHz超6GHz以下」の周波数帯域に、その混雑度に応じて配分します。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>○ 民放連はこれまで、“中波、短波、超短波の周波数帯域はひっ迫度が低いことから、地上ラジオ放送の電波利用料負担を軽減していただきたい”旨の意見を述べてきました。今回「470MHz以下」の区分が追加されたことは、民放連意見の趣旨に沿った内容であり、妥当な方針と考えます。</p>
P7、P8、P12	3. 「a群」に係る金額の計算方法		<p><b>【原案】</b></p> <p>図表5 無線システム（広域使用電波以外）と特性係数  図表6 無線システムにおける特性の勘案  図表9 広域使用電波を使用する無線システムと特性係数</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>○ 2件の特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数</p>

			<p>を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p> <p>○ 通信の内容に責任を負わない携帯電話に2件の特性係数「ウ」「エ」を適用することについて、民放連は「電波有効利用成長戦略懇談会」報告書案の意見募集において、ハード(設備)部分の責務が過大に見積もられることにならないか、放送との比較においてバランスの取れた制度と言えるかなどの論点を指摘しましたが、同懇談会において議論が深まらなかったことはたいへん残念です。</p> <p>○ 今回、もともと負担額の大きい携帯電話にも2件目の特性係数「ウ」を新たに適用する方針が示されたことから、反射的に、周波数帯域やサービス内容がまったく変わらない無線局免許人が突如として大幅な負担増を求められる事態が生じることを危惧します。</p> <p>○ 放送と携帯電話の電波利用料負担については、現行制度のもとで、すでに十分な公平性が保たれているものと認識しておりますが、さらに同等の特性係数が適用されることとなれば、両者の負担の公平性はより強固で明確なものとなり、今後は疑義が生じ得ないものと考えます。</p>
P13	5. 電波利用料の料額		<p><b>【原案】</b></p> <p>新たに算定した料額が、現行料額と比較して大幅に増加する無線局等がある場合は、免許人等の負担の急激な変化を考慮し、増加分を一定の水準(5割程度)にとどめることとします。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>○ 激変緩和措置(料額の増加分を一定の水準にとどめる措置)について、過去数次の改定において明確なコンセンサスとなっていた「2割程度」の水準を、精緻な議論を積み重ねることなく唐突に「5割程度」に引き上げる方針案が示されたことは到底納得できません。無線局免許人にとって、5割程度の料額増加があり得るとすれば、それはまさしく“激変”であり、料額の継続性・安定性を欠き、予見可能性を超えるものと言わざるを得ません。</p>
	その他		<p><b>【意見】</b></p> <p>○ 「電波有効利用成長戦略懇談会」報告書において、本来</p>

			<p>的には免許不要局にも一定の電波利用料負担を求めるべきである、と指摘されたことは重要と考えます。I o T時代の本格的な到来に備えるためには、電波利用料制度を支える無線局利用者の裾野を広げ、公平負担の徹底を図ることが欠かせません。I o T機器の普及によって電波需要が格段に高まることを念頭に、免許不要局から恒久的に電波利用料を徴収する仕組みの構築を先送りせず、関係事業者の意見を聞きながら、広く国民の理解を得られる方策を早急に検討する必要があると考えます。</p>
--	--	--	---

以 上